

二級河川堀川水系堀川の不法係留船対策と行政代執行

島根県土木部

1 はじめに

河川への船舶の不法係留は、景観や水環境を損ねるだけでなく、洪水・津波時における橋梁への衝突や河道閉塞、燃料流出による水質汚染など二次災害の危険を伴い、防災上も看過できない問題である。

島根県出雲市大社町を流れる堀川では、長年にわたりプレジャーボートの不法係留が重大な地域課題となっていた。平成 25 年の出雲大社の「平成の大遷宮」を契機に、不法係留船対策に関する地元の機運が高まり、出雲市の重点要望や地元自治会等からの早急な対策の要望を受け、島根県では平成 24 年に地元関係団体等と「堀川プレジャーボート対策協議会」を立ち上げ、以後十年以上にわたり、重点的に堀川の不法係留船対策を進めてきた。

地元と連携した指導・啓発ののち、監督処分を経て、令和 7 年 5 月には不法係留に対しては県内で初となる行政代執行によって沿川から不法係留船を一掃した。

本稿では、その具体的な取組の経過を紹介する。



平成 24 年の重点係留禁止区域の状況

2 不法係留船対策の枠組み

島根県では、「計画的な不法係留船対策の促進について」(平成 10 年建設省河川局長通達)を踏まえ、平成 14 年に「県が管理する河川におけるプレジャーボートの係留及び保管の適正化の推進に関する要綱」を制定した。

この要綱では、河川単位で関係機関・団体等で構成する「プレジャーボート対策協議会」を設置し、河川を管理する県土整備事務所が協議会と協議したうえで「重点的撤去区域（県要綱の名称は「重点係留禁止区域」）」を定め、対策を行うこととしている。

3 これまでの取組の経過

(1) 重点係留禁止区域の指定

協議会の設立後、平成 24 年 7 月に出雲大社参道に近いご縁橋から上流約 800 メートル

の区間を「重点係留禁止区域」に指定した。

市報等での啓発や現地への掲示、住民との共同による美化活動、延べ350回を超える個別訪問指導などを行った結果、不法係留船は平成23年12月の229隻から平成26年3月には168隻へと減少（うち重点係留禁止区域は65隻から16隻に減少）した。

しかしながら、堀川沿川の船舶保管施設が不足しており、漁港や港湾などを含めた近隣施設での係留の可能性も探ったが、既存係留施設での受け入れは難しく、抜本的な解決は困難な状況であった。

（2）民間駐艇場の新規開業と船舶の放置の禁止の指定

令和5年3月に堀川河口部に新たな民間駐艇場が整備されたことで、沿川で保管能力が確保されたため、これを契機に対策を強化することとし、3月末に河口までの1,350mの重点係留禁止区域への追加と、翌令和6年4月の重点係留禁止区域の全区間2,150mにおいての船舶の放置の禁止（河川法施行令第16条の4）を告示した。

船舶の放置の禁止等の指定状況



河川法施行令第16条の4に基づく船舶の放置の禁止が施行されると、みだりに船舶等を放置することに対し、河川法第29条違反として法令等で定める罰則が科せられる。

堀川では施行一年前から指定を告示し、施行前の期間中に大型看板や横断幕を掲示し、また所有者に対しても「県は法の適用を含め厳しい姿勢で臨む」旨を周知した。

不法係留船の所有者団体からは、規制の強化に対し、団体交渉の要求や「県のやり方は一方的である」と主張する記者会見が開かれるなどの抵抗があったものの、所有者団体に対しては「不法係留は違法行為であり交渉に応じる考えはないこと」や「今後も個別に所有者に対し指導を行っていくこと」を説明し、意見は平行線であったものの、県としてはその姿勢を貫いた。

この一年間の指導の結果、告示時点で 155 隻あった不法係留船は、施行時点の令和 6 年 4 月には 76 隻まで減少した。



横断幕



大型看板

(3) 監督処分

令和 6 年 4 月の船舶の放置の禁止の施行後、不法係留船舶の数は横ばいとなつたため、対策をさらに強化し、行政指導から監督処分に至る一連の手続きを進めることとした。

令和 6 年 8 月より、河川法第 77 条に基づき河川監理員である出雲県土整備事務所長から、船舶所有者 67 名に対し指示書による船舶の撤去の行政指導を行い、この指示に従わなかつた 53 名には行政手続法に基づき弁明の機会を付与し、26 名からの弁明書を受理した。

審査の結果、いずれも堀川への係留を正当化する理由は認められなかつたため、同年 12 月 28 日付で、45 名に対して河川法第 75 条第 1 項に基づき撤去期限を令和 7 年 1 月 31 日とする撤去命令を発出した。

(4) 行政代執行法に基づく撤去

撤去命令後も自主的に撤去されなかつた 37 隻の所有者 36 名に対しては、行政代執行の手続きに着手することとした。

① 戒告

2 月 28 日に 37 名に対し履行期限を 4 月 10 日とする文書戒告を発出した。戒告書は

配達証明郵便で送付し、不達の場合は特定記録郵便により再送付を行った。

② 戒告期限経過後の対応

戒告期限の4月10日経過時点で13隻が残存していたため、電話や個別訪問により所有者の意向を確認し、自主撤去を促した結果、大半が撤去され、5月中旬には残存は2名が所有する3隻のみとなった。

③ 代執行令書の通知と実施

5月21日に2名に対して代執行令書を交付し、なお撤去されなかつた1名（2隻）について5月28日に代執行を実施した。

作業は午前・午後の2回に分けて行い、クレーンによる吊上げ・搬出・保管を行った。

作業にあたっては、出雲市職員に立会人を依頼し、撤去・保管状況の確認を得た。



行政代執行の様子

（5）行政代執行後の処理

撤去した船舶は、県道の跨線橋桁下の県有地に保管し、所有者に引取通知を送付したが、応答はなかった。

代執行費用については行政代執行法第5条に基づき納付命令を行い、期限までに納付がなかつたため督促を行つたが、義務者が地方税法第15条の7第1項第2号の執行停止の要件に該当することが確認されたため、規定に基づき滞納処分を停止した。

不法係留船数の推移



4 おわりに

堀川の不法係留船対策は、最終的に行政代執行により不法係留船の一掃を達成した。撤去費用の回収は難しい状況であるが、船舶の放置を禁止した後、指導を強化していく過程において、一貫して不法係留を認めないとする姿勢で周知・説明を繰り返した結果、大半の船舶について、行政代執行に至る前に自主的な撤去を促すことができた。

今後も、河川法に基づく河川管理の適正化を進めるとともに、関係機関・地域住民と連携し、安全で美しい水辺環境の維持に努めたい。

対策前後の河川の状況



平成 24 年 7 月



令和 7 年 6 月



平成 29 年 7 月



令和 7 年 6 月



平成 25 年 3 月



令和 7 年 6 月